

## 自治体学会規約

### 第一章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、自治体学会と称する。

### 第二章 目的及び事業

#### (目的)

第2条 本会は、市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおし、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域における研究活動の促進
- 二 研究発表交流シンポジウム等の開催
- 三 機関誌その他の発行
- 四 各種情報の収集提供
- 五 会員間の情報交流・研究協力の支援
- 六 自治の研究と実践の業績にかかる表彰
- 七 その他評議員会が適当と認める事業

### 第三章 会員

#### (会員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

- 2 自治体職員、自治体問題に関する研究を行う者及び自治体問題に関心を有する市民並びにこれらが構成員となっている団体は、理事会の承認を得て本会の会員となることができる。
- 3 理事会が前項により会員を承認した場合は、評議員会に報告しなければならない。

#### (会費)

第5条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

#### (退会)

第6条 会員は、所定の様式による届出により、退会することができる。

- 2 理事会は、会費の滞納等会員としてふさわしくない行為をした者を退会させることができる。

### 第四章 機関

#### (役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事長 1人
- 二 副理事長 2人以内

- 三 理事 7人以内
- 四 評議員 50人以内
- 五 監事 2人  
(選任)

第8条 評議員及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、評議員のうちから互選により定める。
- 3 理事長は、副理事長と協議の上、会員のうちから理事を選任する。  
(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員はその任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。  
(理事長、副理事長、理事及び理事会)

第10条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名する副理事長が、その職務を代理する。
- 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織し、会務の執行について、評議員会に対し連帯して責任を負う。  
(評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織し、会員を代表する。

(監事)

第12条 監事は、会計及び会務執行を監査する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事長が理事会に諮って委嘱する。  
(部会及び委員会)

第14条 会務の執行のため、理事会のもとに部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長を置き、理事長が理事長、副理事長及び理事のうちからこれを指名する。
- 3 会務の執行について、審議又は調査等を行うため、評議員会の決定に基づき、委員会を置くことができる。
- 4 委員会に、委員長を置き、理事会が会員のうちからこれを選任する。
- 5 部会及び委員会の委員は、会員のうちから、理事会の同意を得て、各々部会長及び委員長が選任する。

(所在地)

第15条 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。

〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町 3-4 ニュー楓ビル 8F Gブース

2 会務を処理するため、事務所内に、事務局を置く。

(総会)

第16条 理事長は、毎年少なくとも1回総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 理事長は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない。

4 理事会は、総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会では、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

一 事業報告及び収支決算に関する事項

二 事業計画及び収支予算に関する事項

三 その他理事会が必要と認めた事項

(評議員会)

第18条 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

2 理事長は、評議員の過半数の請求があった場合、評議員会を招集しなければならない。

3 理事会は、評議員会を招集することができる。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 団体会員は、その指定する者一名をもって議決権とする。

3 評議員会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第五章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会は、会員の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

## 第七章 細則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、評議員会が定める。

附 則

この規約は、昭和61年5月23日から施行する。

(1990年7月6日一部改正・同月7日施行)

(2010年8月20日一部改正・即日施行)

(2014年8月22日一部改正・同月25日施行)

(2019年8月24日一部改正・即日施行)

(2020年10月8日一部改正・即日施行)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、総会で議決された日〔2015年8月22日〕から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に本会に置かれている部会及び委員会は、この規約による改正後の自治体学会規約（以下「新規約」という。）の相当規定により置かれた部会及び委員会とみなす。

第3条 この規約の施行の際現に代表運営委員、運営委員、部会長、部会の委員、委員長、委員会の委員及び監事の職にある者は、各々新規約の相当規定に基づき選任された理事長（当該代表運営委員において互選された者とする。）又は副理事長、評議員、部会長及び理事、部会の委員、委員長、委員会の委員並びに監事とみなす。

第4条 前条の規定により選任されたものとみなされる者の任期は、この規約の施行後最初に招集される総会が閉会する時までとする。

第5条 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の自治体学会規約の規定に基づき総会が議決し、又は運営委員会が承認した予算及び事業計画は、各々新規約の相当規定により総会が議決し、又は理事会が仮に執行した予算及び事業計画又は予算案及び事業計画案とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、総会で議決された日〔2020年10月8日〕から施行する。